

公立大学法人横浜市立大学みなとみらいサテライトキャンパス施設一時利用要綱

制 定 令和 3 年 9 月 15 日

最近改正 令和 6 年 4 月 1 日

(目的)

第 1 条 公立大学法人横浜市立大学みなとみらいサテライトキャンパスの施設を学外者が一時利用する場合の事務手続きを定める。

(定義)

第 2 条 この要綱において、施設一時利用とは三菱地所株式会社と締結した定期建物賃貸契約書の規定の範囲で、みなとみらいサテライトキャンパスの教室 1・2、会議室等を時間単位で占有利用を許可することをいう。

(利用できる範囲)

第 3 条 本学の教育研究活動及び産学連携イノベーション拠点 NANA Lv. の事業に支障のない範囲であり、その使用が政治、宗教及び営利を目的としないもので次の各号に該当するものに限り、施設利用を許可することができる。

- (1) 本学教職員が関係するデータサイエンス、エリアマネジメント等に関するイベントに使用する場合
- (2) スタートアップ企業支援、みなとみらい地区の活性化に関するイベント等に使用する場合
- (3) 横浜市の教育・研究の発展に資するイベント等に使用する場合
- (4) 横浜市内大学が連携するイベント等に使用する場合
- (5) 本学教職員がその研究分野で役員等となっている学会及び勉強会等に使用する場合
- (6) その他特に理事長が使用を認めた場合

2 前項にかかわらず、管理上支障があるとき又は会合の性質が騒乱を起こす恐れがあると認めるときは、利用許可を行わない。

3 第 1 項の規定にかかわらず、利用許可を受ける団体等が「反社会的勢力」であることが明らかになった場合は、利用許可を取り止めることができるものとする。

(利用日時)

第 4 条 施設を一時利用できる日時は、本学の教育研究活動利用及び産学連携イノベーション拠点 NANA Lv. の事業利用に支障がない日時とする。

(利用許可手続)

第 5 条 施設を利用しようとする者（以下、「使用者」という。）は、原則として前年度に設定した申込開始日から 14 営業日前までにみなとみらいサテライトキャンパス施設一時利用申込書（様式 1）を本学に提出し、理事長の許可を得なければならない。

2 理事長は施設の利用許可を行うときは、公立大学法人横浜市立大学みなとみらいサテライトキャンパス施設一時利用許可書（様式 2）を発行するものとする。

(利用料)

第6条 施設の利用は、原則として、有償とする。

2 前項の規定にかかわらず、別表1に該当する場合は、減額又は無償とすることができる。なお、使用者は減免を申請する場合、公立大学法人横浜市立大学みなとみらいサテライトキャンパス施設一時利用申込書（様式1）と同時に公立大学法人横浜市立大学みなとみらいサテライトキャンパス施設一時利用料減免申請書（様式3）を本学に提出し、理事長の許可を得なければならない。

3 使用者は、本学が指定する銀行口座に原則として使用開始日の3営業日前までに振込により納入しなければならない。

4 利用料は、別表2に定めるとおりとする。

（利用料の返還）

第7条 一旦納入された利用料については、使用者自身の都合により使用を取りやめた場合及び使用者の責に帰すべき事由により、本学が利用を変更又は取り消した場合には返還しない。ただし、本学の都合により利用許可を変更又は取り消した場合は、利用料の全部又は一部を返還することができる。

（損害賠償）

第8条 使用者は、利用許可された施設、設備及び物品等を破損、滅失した場合は、その損害を賠償しなければならない。ただし、理事長がやむを得ない事情があると認めた場合は、この限りでない。

（遵守事項）

第9条 使用者は次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 公立大学法人横浜市立大学みなとみらいサテライトキャンパス施設一時利用申込書（様式1）に記載された目的以外の用途に使用してはならない。
- (2) 許可なくして器物を持ち込み、これを使用してはならない。
- (3) 許可なくして施設、廊下等において飲食を行ってはならない。
- (4) 掲示物は、指定した場所以外に掲示してはならない。
- (5) 許可なくして本施設が入居する横浜ランドマークタワーの外観、共用部分等を撮影してはならない。
- (6) 施設内において喫煙をしてはならない。（電子タバコを含む）
- (7) 施設の使用中に使用者側に盗難又は紛失等の事故が起きても本学はその責を負わない。
- (8) 使用後は、確認、清掃等後片付けをして、施設を正常な状態にしたうえで返還しなければならない。
- (9) その他、使用上の細部については、本学担当者の指示に従うものとする。

（その他）

第10条 この要綱に定めるもののほか、施設一時利用にかかる必要な事項は、理事長が定める。

附 則

この要綱は、令和3年9月15日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年3月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

別表 1

第 6 条第 2 項に規定する利用料の減額又は無償についての基準は、次の各項に定めるとおりとする。

(1) 全額免除

- ① 本学が後援・補助・参加など密接な関わりを有する事業での使用の場合
- ② NANA Lv. 事業の一環として利用する場合
- ③ その他理事長が必要と認めるとき

(2) 50%減額

- ① 本学教職員がその研究分野で役員等となっている学会で当該教職員から申し出のあった場合
- ② 本学の PR 効果が非常に高い場合
- ③ 非営利団体が行う非営利事業で公共的な性格を有する場合
- ④ その他理事長が必要と認めるとき

別表 2

みなとみらいサテライトキャンパス施設一時利用料

室名	面積 (㎡)	収容人数 (人)	利用料金 (円/時間)	
			市内	市外
教室 1・2	113.06	42	13,000	20,000
会議室 (1室につき)	11.66	6	1,300	2,000
スタッフ立会料 (開室時間以外の利用の場合)	2,000 (円/時間)			

(備考)

- 1 冷暖房費、基本的な設備備品利用費は料金に含む。
- 2 「市内」とは、一時利用申込書における申請者の住所が横浜市内にある場合をいい、「市外」とはそれ以外の場合をいう。
- 3 開室時間以外の利用に関しては、スタッフの在室が必要となるため、利用する部屋数にかかわらず、立会料を加算する。

様式1

公立大学法人横浜市立大学みなとみらいサテライトキャンパス施設一時利用申込書

年 月 日

公立大学法人横浜市立大学理事長

申請者（主催責任者）住所 _____
 団体名 _____
 代表者氏名 _____
 担当者 _____
 電話 _____

公立大学法人横浜市立大学みなとみらいサテライトキャンパス施設一時利用要綱第5条第1項に基づき、次のとおり施設の使用を申し込みます。

使用日時	年 月 日 (曜日) 時 分～ 時 分	
使用目的 (該当箇所(1) ～(5)に○)	件名	
		(1) 本学教職員が関係するデータサイエンス、エリアマネジメント等に関するイベントに使用
		(2) スタートアップ企業支援、みなとみらい地区の活性化に関するイベント等に使用
		(3) 横浜市の教育・研究の発展に資するイベント等に使用
		(4) 横浜市内大学が連携するイベント等に使用
	(5) 本学教職員がその研究分野で役員等となっている学会及び勉強会等に使用	
使用場所	教室1・2、会議室①、会議室②、会議室③	
参加人数		
物品搬入	あり ・ なし	
取材・撮影	あり ・ なし	
備考		

(留意事項)

1. 駐車場は用意がないため、ランドマークタワー駐車場等をご利用ください。
2. 台車等による物品搬入、取材・撮影のための機材搬入等がある場合は、後日、詳細を問い合わせいたします。

様式2

第 号
年 月 日

公立大学法人横浜市立大学みなとみらいサテライトキャンパス施設一時利用許可書

様

公立大学法人横浜市立大学
理事長

公立大学法人横浜市立大学みなとみらいサテライトキャンパスの施設一時利用については、下記により許可します。

記

- 1 使用目的
- 2 使用日時
- 3 使用場所
- 4 利用料
(使用開始の3営業日前までにお支払いください。)
- 5 その他
- 6 備考(裏面参照)

以上

利用料の返還

一旦納入された利用料については、使用者自身の都合により使用を取りやめた場合及び使用者の責に帰すべき理由により、本学が利用許可を変更又は取消した場合には返還しない。ただし、本学の都合により利用許可を変更又は取り消した場合は、利用料の全部又は一部を返還することができる。

損害賠償

使用者は、利用許可された施設、設備及び物品等を破損、滅失した場合は、その損害を賠償しなければならない。ただし、理事長がやむを得ない事情があると認めた場合は、この限りでない。

遵守事項

- (1) 公立大学法人横浜市立大学一時利用申込書（様式1）に記載された目的以外の用途に使用してはならない。
- (2) 許可なくして器物を持ち込み、これを使用してはならない。
- (3) 許可なくして施設、廊下等において飲食を行ってはならない。
- (4) 掲示物は、指定した場所以外に掲示してはならない。
- (5) 許可なくして本施設が入居する横浜ランドマークタワーの外観、共用部分等を撮影してはならない。
- (6) 施設内で喫煙をしてならない（電子タバコを含む）。
- (7) 施設の使用中に使用者側に盗難又は紛失等の事故が起きても本学はその責を負わない。
- (8) 使用後は、確認、清掃等後片付けをして、施設を正常な状態にしたうえで返還しなければならない。
- (9) その他、利用上の詳細については、本学担当者の指示に従うものとする。

様式3

公立大学法人横浜市立大学みなとみらいサテライトキャンパス施設一時利用料減免申請書

年 月 日

公立大学法人横浜市立大学理事長

申請者（主催責任者）住所 _____
団体名 _____
代表者氏名 _____
担当者 _____
電話 _____

公立大学法人横浜市立大学みなとみらいサテライトキャンパス施設一時利用要綱第6条第2項に基づき、次のとおり施設の利用料の減免を申請します。

記

- 1 使用日時
- 2 使用場所
- 3 減免申請理由 該当箇所へ○をつけてください。

	該当箇所	
(1) 全額免除		① 本学が後援・補助・参加など密接な関わりを有する事業での使用の場合
		② NANA Lv.事業の一環として利用する場合
(2) 50%減額		① 本学教職員がその研究分野で役員等となっている学会で当該教職員から申し出のあった場合
		② 非営利団体が行う非営利事業で公共的な性格を有する場合

※ 根拠となる資料を添付してください。

以上